

Japan tax alert

EY税理士法人
EY弁護士法人

デラウェアLPSは 日本の租税法上の 法人に該当

最高裁判決平成27年7月17日

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

最高裁は、平成27年7月17日、デラウェア州の法律に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップ(デラウェアLPS)が、我が国の租税法上の法人に該当するか否かが争われた税務訴訟において、これを肯定する判決を下しました。本アラートでは、外国法に基づいて設立された組織体が我が国の租税法上の法人に該当するか否かの判断基準とそのあてはめを中心に、本判決の概要を解説いたします。

I. 我が国の租税法上の法人に該当するか否かの判断基準

最高裁は、外国法に基づいて設立された組織体が我が国の租税法上の法人に該当するか否かの判断基準について、次のように判示しました。

- ①当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、当該組織体が当該外国の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否か。
- ②当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否か。具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否か。

上記①と②の判断基準の関係については、まず、より客観的かつ一義的な判定が可能である①について検討し、①の結論が明白ではない場合には、②について検討することとされました。

II. デラウェアLPSに対するあてはめ

最高裁は、上記①と②の判断基準をデラウェアLPSにあてはめて検討した結果、デラウェアLPSは我が国の租税法上の法人に該当すると判断しました。具体的には、以下のとおりです。

まず、上記①について、デラウェア州改正統一リミテッド・パートナーシップ法201条(b)項では、同法に基づいて設立されるデラウェアLPSはその設立により「separate legal entity」となる旨を定めています。しかし、このことをもって、デラウェアLPSに日本法上の法人に相当する法的地位が付与されているか否かを疑義のない程度に明白であるとするのは困難であると判断しました。

次に、上記②について、同法106条(a)項及び(b)項は、デラウェアLPSにつき、営利目的か否かを問わず、一定の例外を除き、いかなる合法的な事業、目的又は活動をも実施することができ、同法もしくはその他の法律又は当該デラウェアLPSのパートナーシップ契約により付与された全ての権限及び特権並びにこれらに付随するあらゆる権限を保有し、それを行使することができる旨を定めています。そこで、同法は、デラウェアLPSにその名義で法律行為をする権利又は権限を付与するとともに、デラウェアLPS名義でされた法律行為の効果がデラウェアLPS自身に帰属することを前提とするものと判断しました。また、

このことは、同法701条において、パートナーシップ持分がそれ自体として人的財産と称される財産権の一類型であるとされ、かつ、構成員であるパートナーが特定のリミテッド・パートナーシップ財産について持分を有しないとされていることとも整合すると指摘しました。そして、このような同法の定め等に鑑みると、デラウェアLPSは、自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果がデラウェアLPSに帰属するものといえることができるから、権利義務の帰属主体であると認められると判断しました。

III. 今後の対応・検討課題

従来、デラウェアLPSは我が国租税法上の法人に該当しないことを前提に税務申告を行うことが少なくなかったと思われま。もっとも、本判決により、一般にデラウェアLPSは法人に該当することを前提に税務申告を行うべきこととなります。そのため、デラウェアLPSに投資している納税者は、過去の税務申告について修正申告又は更正の請求をするべきか検討する必要があります。また、アメリカの他の州のリミテッド・パートナーシップ等、デラウェアLPS以外の外国法に基づいて設立された組織体に投資している納税者は、上記の判断基準に照らし、当該組織体我が国租税法上の法人に該当するか否か、改めて検証する必要があります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

EY弁護士法人について

EY弁護士法人は、EYメンバーファームです。国内および海外で法務・税務・会計その他のさまざまな専門家と緊密に協働することにより、お客様のニーズに即した付加価値の高い法務サービスを提供し、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、law.eyjapan.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150728

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人、EY弁護士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談してください。

www.eytax.jp